

8448

修部
第

第

保存期限 一年
決裁指定
次官
決行指定

大官長房		主務局長課	
了結	領受	出提	領受
昭和 年	昭和 年	昭和 年	昭和 年
月	月	月	月
日	日	日	日

評二六九号

決行後
覽回

局長

課長

大臣

政務次官
次官

高級副官

主務副官

主務課員

件名 第四十八師團駐在地区之関スル件

受領
番號
八〇一九

起元廳(課)名

軍事課

政務次官回付
決裁前連帶
後課名
參本三課建築

決行(決裁)後
回覽課名

奎
匡

審案
筆記者

副官より台湾軍參謀長宛電報業 (特野)

一、近衛四十八師團 (一部缺) を台湾之敵還せしめラル、豫定

之ヲ不取敢、駐在地就、左、如ク豫定シアルニ至急準備
相成度

追テ該師團敵還ト共ニ在台湾各補光隊ハ復員せしめラル
ル若ナリ

1. 師團司令部 台南

2. 歩兵團司令部 台南

3. 台歩二 台南 天啓 台中

4. 歩四七 白河庄廠舎

5. 搜四八 台北 (歩兵堂)

陸軍

6. 山砲四八(二九號) 台北 (歩兵營)

7. 工兵四八(一中隊) 高雄 (工兵營)

8. 師團通信隊 台北 (歩兵營)

9. 輜重四八 台北 (山砲營) 及宜蘭

10. 兵器勤務隊 台北 (歩兵營)

二、敵軍部隊ハ現編制ノ儘トシ 台湾歩兵第一聯隊、山砲一隊、

工兵一中隊、野戰病院、衛生隊ハ海南島ニ殘置セラル、據

定テ 野戰病院一箇ハ 南設ルニ意見アリ

三、第一項ノ部隊ハ既設兵舎及廠舎ヲ利用スルモノトス

四、敵運時期ハ八月末又ハ九月上旬ト豫定ニアリ

五、第一項ノ関ニ意見アラハ至急承リ度

陸軍省 陸軍部 陸軍大臣 陸軍省 陸軍部 陸軍大臣

二五三

447

昭和拾六年八月九日

副官より台湾軍参謀長宛電報業 (暗跡)

台電九九〇跡返

奥存ナシ貴業ノ如ク変更シ實施相成度

陸軍省 二七七

昭和六年八月十四日

0453

支急 八〇九

秘 電報譯

八月

16.8.11

午後四時十分發

發信地

16.8.11

219

軍

副官宛 發信者 台灣軍參謀長

台電 第九九〇號

陸支密第五三號ノ件諒承ス但シ收容力ノ關係
 上第一項ノ中步兵第四十七聯隊ヲ白河及湖口
 廠舎山砲兵第四十八聯隊(一大隊缺)臺北山砲
 兵兵舎及步兵兵舎ニ輜重兵第四十八聯隊ヲ臺
 北步兵兵舎ニ致シ度意見ナリ

(終)

48

副官より臺灣軍參謀長へ通牒案

(陸支密電)

昭和十六年陸支密電第二五三號ヲ以テ第四十八師團主力ノ歸還ニ伴ヒ當該補充隊ヲ復員セシメラルル豫定ナル旨通牒セル處時句ノ關係上復員セシメラレサルニ付承知相成度

38
陸支密電
二〇〇

昭和十六年八月廿日

臺灣軍參謀長

副官ヨリ

臺灣軍經理部長

暗電案

(電報)

(陸支電)

八月三十日附陸支密電第三〇〇號ニ伴ヒ第四十八師團ハ左記方針ニ

ヨリ計畫修正ノ上具体案ヲ以テ所要經費上申相成度

收容施設

細部ハ主務局長ヲシテ指示セシメラル依命

一收容施設ハ差シ當リ應急假收容ヲ目途トシ現態勢長期ニ及フ場合

ハ後日別ニ補備スルコトヲ豫期ス

ニ收容建物ハ既設軍用建物ノ外出來得ル限り民間建物ヲ利用スルト

共ニ既設兵舎(一部ノ倉庫等共)ニ二段收容ノ施設ヲ爲シ尙不足

ノ分ニ對シテハ費軍全般ノ建築能力ノ許不限度ニ於テ將來之ヲ備

障廠舎車庫倉庫等ニ轉用スル顧慮ノ許ニ所要ノ最少限ノ施設スル

コトヲ得

三前各項ニヨルモ尙ホ收容ニ不足スル場合ハ地方宿營力ヲ利用ス

135

昭和六年九月四日

Handwritten signature or mark